

新潟市コンベンション開催補助金制度

●学会・大会・会議・競技会・コンクール・企業ミーティングの補助金制度概要

種別	参加者数要件	共通要件	補助額 参加者単価×参加者数=補助額	補助上限額 ※開催総経費の1/3以内
国際コンベンション	(1) 日本を含む2か国以上から20人以上の参加がある国際会議 (2) 総参加者が20人以上で、かつ国外参加者が10人以上ある 国内会議 ※(1)(2)のいずれかを満たすコンベンション	・主な開催会場及び宿泊地が新潟市内であること。 ・会期が連続2日以上であること。	国外参加者数×5,000円 +県外参加者数×1,000円	350万円
全国・ブロックコンベンション	県外参加者が50人以上であること		県外参加者数×1,000円	200万円

●産業見本市・商談型見本市の補助金制度概要

コンベンション区分	補助対象要件	補助金額
産業見本市	・国際、全国、ブロック規模の参加範囲を有すること。 ・主な会場及び宿泊地が新潟市であること。 ・会期が連続2日間以上であること。 ・延べ入場者数が1万人であること。	展示面積1㎡（単位未満切り捨て）あたり250円 250円×展示面積×日数＝補助金額 補助上限：350万円 ※ただし2回目の開催は250万円、3回目は150万円を上限とし、4回目以降は補助しない。 また、開催総経費の1/3以内とする。
商談型見本市 (BtoB商談)	・上記にかかわらず出展者数150小間以上 又は登録来場者数2,500人以上であること。	上記展示面積補助のほか、登録来場者による加算 登録来場者単価（※）×来場者数＝補助金加算額 ※登録来場者単価 会期日数にかかわらず：県外者1,000円/国外者5,000円

次のものは対象外です。

- ・国又は地方公共団体が主催するコンベンション
- ・この制度とは別に新潟市から補助金等の交付を受けるコンベンション
- ・政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つコンベンション
- ・販売会及びプロスポーツ、コンサート、演劇など不特定多数の参加者から入場料を徴収する興行等に類するもの
- ・同一企業ミーティング、産業見本市、商談型見本市主催者における同年度内の2回目以降の開催

【各種支援プログラム】

- ①おもてなし助成金（アトラクション・エクスカッション）制度
- ②開催準備資金貸付金制度
- ③開催に関するアドバイス
- ④デジタルサイネージへの歓迎看板の掲出（県外からの参加者500名以上のコンベンション）
- ⑤「にいがた観光親善大使」により歓迎挨拶（有料）
- ⑥コンGRESバッグや各種パンフレットの無料提供（参加者分）

【お問合せ先】

（公財）新潟観光コンベンション協会 MICE誘致推進部 TEL：025-223-8181（平日8：30～17：15）

<https://www.nvcb.or.jp/ncn>